入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和４年９月９日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　小森　達也

１　工事概要

(1) 工事名　馬毛島（Ｒ４）構内通信線路等工事

(2) 工事場所　工事に必要な部材製作等は、鹿児島県西之表市馬毛島の島外で実施。
工事は、環境影響評価書の公告後に鹿児島県西之表市馬毛島の島内において実施。

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・構内通信線路工事（約 30km）　一式
・屋内引込工事（引込建物数 18 棟）
・ＩＬＳ施設付帯工事
・気象観測機器付帯工事
・連れ越し費　一式

(4) 工期　契約締結日の翌日から令和６年６月 30 日まで

(5) 使用する主要な資機材　通信用マンホール、通信用地下管路資材

(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(8) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(9) 受注者からの請求による(7)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(10)(7)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式とし

ている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
(11)(7)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
(12)本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに
　本工事の全ての工事科目に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）
(13)本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）【 発注者指定型 】」の試行対象工事である。
(14)本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(15)本工事を難工事に指定する。
　なお、本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。
(16)本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
(17)本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
(18)本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
(19)本工事は、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）第 27 条の規定により行われる「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価」の公告が行われた後に、馬毛島への工事の資機材等の運搬及び馬毛島での工事を実施するものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年９月９日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、馬毛島（Ｒ４）構内通信線路等工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「 電気通信工事 」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154

号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「 電気通信工事 」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が 1,100 点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、780 点以上であること。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、同種工事として、平成 19 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、亘長 1,000m 以上／件の地下通信線路工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、同種工事として平成 19 年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、亘長 500m 以上／件の地下通信線路工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

なお、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定の監理技術者等の配置は、発注者（事業者）により行う「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価」における環境影響評価法第 27 条の規定による公告を行った以降とする。

ア　１級電気通信工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

イ　同種工事として、平成 19 年４月１日以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、亘長 500m 以上／件の地下通信線路工事を施工した経験を有する者（原則、着工から完成まで従事していること。）。

ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合

は、経験として認める。

なお、申請書の提出から開札日までの期間において、監理技術者等を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補技術者を追加することができるものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 熊本防衛支局が発注した「 電気通信工事 」のうち、令和２年４月１日から令和４年３月 31 日に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(12)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13)情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

「構内通信線路工事における施工精度の向上及び計画的な資材調達について」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等）

エ　賃上げの実施を表明した企業等

オ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価

格」という）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の内容に応じ、(1)アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。なお、加算点の最高点数は 43 点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高 30 点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イからエの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100 点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大 10 点減ずる。

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒862－0901　熊本県熊本市東区東町１－１－11

熊本防衛支局　総務課　契約室

TEL　096－368－2174
FAX　096－368－0512
メールアドレス　ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和４年９月９日から同年11月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文 書 類：PDF
図 面 類：PDF
数量表等：Excel
申請書類：Word 、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。
なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。
（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm）

(3) 申請書及び技術資料等の提出期限等

ア　提出期限　令和４年10月６日　正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 見積等の提出期限等

ア　提出期限　令和４年10月18日　午後５時

イ　提出方法　(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(5) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和４年11月21日　正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場

合は、(1)に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

(6) 開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年 11 月 24 日　午前 11 時 00 分

イ　場所　熊本防衛支局　会議室

5　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　熊本防衛支局）又は銀行等の保証（取扱官庁　熊本防衛支局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

ア　提出期間　令和４年 10 月 26 日から同年 11 月 21 日まで（利付国債の提供の場合は令和４年 11 月７日）の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

イ　提出場所　上記４(1)に同じ。

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等により行うものとする。

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の 10 分の３以上とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 見積等の提出期限までに見積等が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、「契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者、虚偽の記載又は、不備のある資料を提出した者のした入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする。

(7) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(10)入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(11)低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
(12)契約書作成の要否　要
(13)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(14)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(15)詳細は、入札説明書による。